

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業に対する都道府県からの照会に対する厚生労働省回答

R2.7.14

事業番号・事業名	照会内容	回答
給付対象		
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	支給対象機関について、「薬局」の従事者は、当該慰労金の支給対象になりますか？ この場合、「院外薬局」と「院内薬局（薬剤部）」の別がありますが、支給対象の取り扱いに違いがありますか？	院外は対象外、院内は患者と接する等の要件を満たせば対象となります。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	【支給対象】派遣・委託以外の従業員（院内ボランティア） 派遣や委託契約でなければ、外来案内などを行う院内ボランティアも患者と接する可能性が高いが、慰労金の対象外と考えてよいか。	ボランティアは対象外となります。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	「新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された重点医療機関、感染症指定医療機関、その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関」には、本県が独自に指定している、精神科、透析、難病などの患者がコロナ陽性の場合に受け入れる医療機関も含まれると解してよいか。	含まれる。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	診療所に歯科診療所は含まれるのか。	含まれる。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	医科大学事務局を本務とし、医科大学附属病院事務局を兼務する事務職員が、実際に患者と接する場合は支給対象となるか。	個別の事例にお答えするのは難しいが、「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている医療従事者や職員であれば対象となります。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>対象者について</p> <p>【PCR検査センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初、都道府県から役割を設定された医療機関等に「PCR検査センター」と記載されていたが、実施要綱には「地域外来・検査センター」しか記載がないが、行政（県・市）のPCR検査センター（環境保健研究センター）は対象となるのか。 <p>【地域外来・検査センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域外来・検査センターとして、市・市医師会でスクリーニングセンターを運営し、感染が疑われる者の検体採取を行っており、対応した医療従事者及び受付、誘導等を行った職員も対象となるか。また受付等で感染が疑われる患者に対応した行政の職員も対象となるか。 ・市が直営でスクリーニングセンターを設置した場合、従事した医療従事者や職員は対象となるか。行政の職員が含まれる場合はそれも対象となるか。 ・一般病棟のトイレ掃除等で間接的に接する職員は対象となるか。 ・「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている医療従事者や職員が該当する者とあるが、医療機関の問い合わせが予想されるため、具体的な事例をQAで示していただけませんか。 	患者と接する等の要件を満たす医療従事者等である必要があるが、示された施設は対象となり得ます。「患者と接する」の考え方については、別途Q&A（事務連絡）によりお示ししています。

17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>《給付金額について①》</p> <p>・6月16日付け実施要綱（医政発0616第1号）によると、帰国者・接触者外来設置医療機関における、勤務日数の対象期間の始期は、都道府県から役割を設定された日（12ページ中段）とされているが、当該都道府県における感染症患者1例目発生日（A）が、役割を設定された日（B）よりも早い場合、AからBまでの期間のみ10日以上勤務した医療従事者等への給付額は、役割が設定されていない医療機関等の医療従事者等への給付額5万円と同額という理解でよいか伺いたい。</p>	<p>お示しいただいた事例の場合は、帰国者・接触者外来設置の役割を都道府県から設置された日を「受入日」と読み替え、AとBのいずれか早い日のほうをもって始期とします。帰国者・接触者外来を設置する医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス患者（疑い例を含む）に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者等は、10万円の給付となります。</p>
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>県から役割を設定されていない医療機関においても、新型コロナウイルス入院患者を受け入れた場合には20万とされているが、役割を設定されていない医療機関の以下の事例の場合は20万の対象となるのか</p> <p>①当該医療機関に入院した患者が入院後に新型コロナ患者と判明（当該医療機関でPCR検査実施）し、判明後すぐに別の県から役割を設定された医療機関に転院した場合 ②別疾患で過去に入院した者が、転院後に新型コロナ患者であったことが判明した場合 ③通院していた者（コロナの有症状期間に受診）が、別の医療機関の検査で新型コロナ患者であったことが判明した場合 ④帰国者接触者外来ではない医療機関において、保健所の依頼でPCR検体採取を行い陽性だった場合及び陰性だった場合 ⑤当該医療機関職員が新型コロナ患者であった場合</p>	<p>・①～③及び⑤は、陽性判明後の患者に対する入院診療を行ったといえないのであれば20万円の対象となりません。 ・④は、都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来又は都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターといえないのであれば20万円の対象となりません。</p>
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>宿泊療養施設で事業所管課担当として開設準備や運営支援等に当たった行政職員（軽症者等と接触無）については、慰労金の「対象外」とした場合、それ以外の自治体職員で、所管課から依頼を受け当該業務に「応援」として一時的に従事した以下の職員はどこまで対象になるか。また、自治体職員の場合、仮に対象となると、危険手当との関係はどうか（危険手当を補填する財源と考えるのか）。</p> <p>①県立・市立病院の医師・看護師（軽症者と接触有り） ②知事部局・市長部局に配属されている職員（事務職・技術職）が一時的な応援職員として宿泊療養施設に派遣されて従事した場合（軽症者と接触無し） ③医療・看護系の県立学校の看護師（軽症者と接触有り） ※たとえばホテル事業を所管する所属の任命権者との関係など、わかりやすい指標があればご教示願いたい。</p>	<p>実態に即して要件を満たすか判断する必要がありますが、都道府県等からの要請や委託を受けて業務に従事したという前提のもとで、①は対象、②は接する業務に従事していないということであれば対象外、③は対象と考えます。 慰労金は賃金ではないため、自治体職員の危険手当の財源とはなりません。</p>
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>・歯科診療所に勤務する者が、20万円の給付対象となる「患者に対する入院診療等を行った医療機関」に該当する場合はあるか、あるとすればどのようなケースか、具体的に御教示いただきたい。</p>	<p>歯科診療所に勤務する者が他の役割を設定された医療機関に応援に行き患者と接する業務に従事した場合など。</p>
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p><法人が医療機関と同一である看護学校の教員について> ○看護学校勤務であるが、医療機関に派遣され、来院者の体温測定等業務を行う教員等については、支給の対象となるか。</p>	<p>10日以上勤務要件等を満たせば対象となります。</p>
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>令和2年6月16日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」の5ページ、6ページ目「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」にある「診療等」と「入院診療等」は具体的に何が違うのか？</p>	<p>いずれも基本的に入院を伴う診療を想定しております。</p>

17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p><医療機関勤務以外の県職員について> ○県が医師会委託を行っているPCR検査センター（ドラブスルー）に派遣され、PPE着用の上で患者の誘導や検体搬送、医師等の補助業務を行った事務職員（県職員）は、対象となるか。 例）○患者に接しはしないが、患者の検体を病院から検査機関等へ運ぶ職員について、慰労金の対象となるか？</p>	患者の誘導等を行う場合、10日以上勤務要件等を満たせば対象となります。 患者に接することがないということであれば対象外。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	帰国者・接触者外来は疑似症を含むと先日のWEB会議で回答のあったところだが、20万円交付の対象となる新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関については疑似症は含まないのか。陽性患者のみ対応した医療機関が対象か。	帰国者・接触者外来を設置する医療機関又は地域・外来検査センター以外の医療機関等は、陽性患者に対する入院診療等がなければ20万円給付の対象となりません。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	県から役割を設定されていない医療機関等や個人から、疑い患者等の診療を行ったとして、20万円/人の申請があった場合、何をもって事実確認を行うのか	帰国者・接触者外来を設置する医療機関又は地域・外来検査センター以外の医療機関等は、陽性患者に対する入院診療等がなければ20万円給付の対象となりません。 陽性患者の入院情報は各都道府県で把握されているものと考えますが、必要な場合は医療機関に聞き取りを行ってください。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	「都道府県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関(実施要綱の3(17)エ(イ)③)」の具体的な基準について御教示願いたい。例えば、受入可能性のある全病院に対して県が発出する病床確保の依頼文を受けただけの場合や、県が実施する可能確保病床数の調査に対し、病床確保が可能と回答しただけの医療機関は対象外、県から入院受入や病床確保を具体的に依頼した場合には対象となるという取り扱いで良いか。	ご質問の取り扱いで問題ありません。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	支給額の別（20万円、10万円、5万円）について、「実際に、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等である場合は20万円」と説明があったが、診療等の行為の定義や医療機関等の範囲はどうなるのか？（混乱を生ずるので明確に示していただきたい。また、支給対象機関の別、業種や業務内容の別などを整理して示していただきたい。	「実際に、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等である場合は20万円」については、都道府県からコロナ感染症患者対応医療機関として役割は与えられていないが、院内でクラスターが発生し、結果的に入院患者治療に対応した場合を念頭においています。 支給対象の考え方については、実施要綱及び事務連絡、Q&A（事務連絡）等で一定お示ししているところです。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	本県の始期は、厚生労働省からの要請に基づき、ダイヤモンド・プリンセス号の陽性患者を受け入れた2月18日です。本県内の帰国者・接触者外来で最も設置が遅い医療機関は3月30日です。この場合、実施要綱中に「ただし、帰国者・接触者外来を設置する医療機関の場合、都道府県から当該役割を設定された日とし、…」とあるため、2月18日から3月30日までに10日以上勤務して離職した職員は5万、3月30日から6月30日までに10日以上勤務した職員は20万もしくは10万という回答で間違いなかったでしょうか。	2月18日から3月30日までに10日以上勤務して離職した職員は10万となります（なお、当該開設日が当該都道府県の1例目の患者の発生日又は受入日より後の場合は、当該都道府県の1例目の患者の発生日又は受入日が始期となります。）。

17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>《帰国者・接触者外来設置医療機関について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該医療機関において、帰国者・接触者外来設置日（A）が、当該都道府県における感染症患者1例目発生日（B）より早い場合、Aの日付が対象期間の始期と捉えてよいか伺いたい。 ・逆に、AがBより後の日付の場合、Bの日付が対象期間の始期と捉えてよいか伺いたい。その場合、BからAまでの期間しか勤務していない対象者の給付額を伺いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貴見の通り。 ・貴見の通り。10万円。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	補助金では、通常、要綱に暴力団排除を規定するが、慰労金の支給には同様の規定は必要か。	医療機関等において、反社会的勢力の排除がされていることが慮慮される。いずれの場合であっても、貴県の取扱いに沿ってご対応頂きたい。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	医科大学事務局を本務とする者が、業務上、医科大学附属病院内を通行するなど、患者と動線が接する場合は支給対象となるか。	個別の事例にお答えするのは難しいが、「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている医療従事者や職員であれば対象となります。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>【ホテル宿泊療養関係】ホテル宿泊療養に従事する以下①～⑦について、どこまで慰労金の対象になるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①宿泊療養施設で、PCR検査や対面での健康観察等を行った、派遣や委託による民間医師及び看護師（軽症者等と接触有） ②宿泊療養施設で、生活支援や清掃等に当たった、ホテル従業員（軽症者等と接触は基本的にはないが、軽症者の退所時の対面での業務や退所直後の居室等の清掃などに従事） ③宿泊療養施設へは行かず、オンコール対応で待機した民間医師 ④宿泊療養施設で、電話で健康観察を行った民間看護師（軽症者等と接触無） ⑤宿泊療養施設で、電話で健康観察を行った行政保健師（軽症者等と接触無） ⑥宿泊療養施設で、レッドゾーンにおいて配膳等の生活支援を行った行政職員（軽症者等と接触無） ⑦宿泊療養施設で事業所管課担当として開設準備や運営支援等に当たった行政職員（軽症者等と接触無） 	いただいた文章からは、①は対象、②～⑦は基本的に対象とならないケースと考えられますが、都道府県、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により、軽症者等と接する業務に従事するか否かでご判断ください。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	本府職員について、本庁との連絡等の目的で軽症者の宿泊療養施設に滞在する場合は慰労金の支給対象となるのか。	軽症者等と接する業務に従事するか否か実態に即した判断が必要です。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	支給対象として定義されている、都道府県から役割を設定された医療機関や、都道府県が入院受入を割り当てた医療機関について、実際に本院が患者を受け入れた場合であっても、本院だけではなく、遠く離れた分院等も含めた当該医療法人全体の職員全員が20万円の対象となるという考え方で良いか。	医療機関単位での判断になります。具体的には、保険医療機関コードが違う場合は別の医療機関として扱います。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	・宿泊療養施設において、新型コロナ患者に対する業務等を行う職員に対しては20万円が給付されるが、患者と電話のみで対応する医師は対象となるのか。	対象となりません
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>【支給対象について】 複数要件に該当する者の証明</p> <p>都道府県から役割を設定されていない病院・診療所に勤務しているが、検査センター（ドライブスルー）や軽症者宿泊療養施設に応援等で勤務した医師・看護師・事務職員がいる場合、申請は所属する医療機関から行えばよいか。その場合、1つの医療機関で20万円の要件の者と5万円の要件の者が混在することになるが、検査センター等での勤務履歴について何らかの証明を得る必要があるか。（どのように20万円該当者であることを確認すればよいか。）</p>	ご所属の医療機関でお願いします。地域外来・検査センター等での勤務証明等を得ていただくことを想定しています。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱3（17）エ④にある「入院診療等」とは具体的に何を指すのか。例えば、外来診療を行った医療機関（病院及び診療所）も含むのか。	外来診療を行った医療機関は対象とならない。

17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	所属病院から新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当が支給されている場合でも、公務員に慰労金の支給は可能か。	可能です。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	第1例目の発生日は、陽性確定日でよいか。	貴見のとおり
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	帰国者・接触者外来を設置する医療機関の場合、「都道府県から当該役割を設定された日」とありますが、帰国者・接触者外来の開設日と捉えてよろしいでしょうか。	貴見の通り。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	A患者の陽性判定が出た日が5月10日だと仮定して、5月9日以前にAが発熱等により診療所等を受診していた場合、当該診療所等の医療従事者は20万円支給となるのか。	当該診療所等が都道府県から役割を与えられていない医療機関であるという前提においては、当該診療所等の医療従事者は5万円の支給対象となるものと考えられる。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	【給付対象・要件】 実施要綱P12で「年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない」とあるが、土・日・祝日や、勤務シフト上で休みとなっている日も勤務日に算入しないのか。	勤務実態がない日は算入しません。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	6月30日現在で10日間の勤務日数に満たない場合は、経過措置はあるのか（例：6月29日から勤務を開始し、コロナウイルス感染症患者の対応をした職員）	経過措置はありません。
申請関係		
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	医療機関によっては、代理受領をして職員等へ給付する事務について、事務費の請求ができるとしても敬遠するところも生じることが想定される。（実際に医療機関から慰労金の問い合わせであった内容。） そのような場合、申請は医療機関が取りまとめて行き、慰労金給付は県が行うことは可能か。それとも、個人による申請となるのか。	原則は医療機関を経由した給付となります。それ以外は個人申請となるものと考えております。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	慰労金（介護等も含む）については、1人につき1回の支給となっている。都道府県をまたいで勤務していた場合、それぞれの都道府県で申請されることが想定され、重複支給しないようチェックする手段が難しいと思われる。チェックする方法をご教示いただきたい。	申請に当たり、二重に申請を行わないこと、虚偽の申請を行った場合不当利得として返還することを確認・宣誓していただくこととしています。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	自治体病院において、仮に代理受領を行うこととなれば、慰労金の支給根拠となる例規の制定等の措置は必要なのか。	当該自治体病院の取扱いは定かではないが、必要な措置であれば対応願いたい。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	【慰労金の支給事務】国公立病院への支給 実施通知において「国立・公立で予算措置等の関係から代理受領が行えない医療機関等」について例外的に都道府県が個人に支給することが示唆されているが、国公立病院であっても歳計外現金で受払処理をすれば、国保連から医療機関に支給し、医療機関が職員に支給することも可能ではないか。（委託業者にも支給する場合、都道府県で処理する件数が増大する可能性が高い。）	総務省において、公営企業が慰労金の代理受領・交付を行う場合には、予算・決算に計上が必要と整理され、別途QAが送付されました。このため、速やかに補正予算措置を行うことができず、医療機関で代理受領・給付を行う方法によることができない場合には、都道府県から個人に給付を行っていただきますようお願いいたします。

17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	国立・公立で予算措置の関係から代理受領が行えないとあるが、会計を通さず単純に慰労金用の口座を作って、そこから支給すればいいと考えているが、それはできないのか。	医療機関に対して新規に口座を設けることを指示することはできません。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	【医療機関側の手続き】 ・特に公立病院についてだが、慰労金は歳入歳出外現金（地方公共団体の所有に属しない現金で、歳入歳出予算に計上されない）のようなものであり、医療機関の収支予算に代理受領（収入）と支給（支出）を計上することは不要（補正予算の編成は不要）ということでしょうか。 ・医事課事務連絡の2（1）の「国立・公立で予算措置等の関係から代理受領が行えない」とは、どのような意味なのか。 ※6/8の厚労省医政局と全国知事会社会保障常任委員会構成県とのWeb意見交換会で質問した際は明確に「歳入歳出外現金と同じ」と回答があったが、6/16のWeb説明会で資料に上記の記載があったため再度質問した際は明確な回答ではなかったため、再度確認したい。	総務省において、公営企業が慰労金の代理受領・交付を行う場合には、予算・決算に計上が必要と整理され、別途QAが送付されました。このため、速やかに補正予算措置を行うことができません。医療機関で代理受領・給付を行う方法によることができない場合には、都道府県から個人に給付を行っていただきますようお願いいたします。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	業務委託受託者の労働者として医療機関で勤務しているものも、医療機関がとりまとめて申請になるか。給与を直接支払いしていないため、協力がもらえないと考えられる	派遣・委託業者職員についても、勤務している医療機関から申請することを想定している。また、振込手数料については実費を交付する予定であるが、医療機関から都道府県に対する慰労金交付申請時に手数料として見込まれる金額を概算請求いただくことを想定している。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	【給付申請】 医療機関からの申請は、原則として1回限りとし、複数回に分けて随時申請することは不可としていただきたい。	医療機関側にも漏れ等が想定されるため、複数回申請も認めることを想定しています。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	個人申請について、勤務実態があったにもかかわらず、医療機関が自身の主義・思想等により勤務証明を発行しない場合、他の代替資料で審査をするのか？	まずは当該医療機関等に対して協力を求めることが考えられる。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	個人申請について、勤務実態があったにもかかわらず、医療機関が自身の主義・思想等により勤務証明を発行しない場合、発行するよう行政から要請、指導、命令等を行うのか？	まずは当該医療機関等に対して協力を求めることが考えられる。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	個人申請にあたり、医療機関は勤務証明を発行する際に個人から手数料を徴してよいのか？また、仮に手数料を要した場合、個人は当該手数料を申請金額に含めてよいのか？	証明書発行に際して一般に手数料を徴収している場合は、医療機関のルールに則り対応いただくものと考えられる。個人が当該手数料を申請金額に含めることはできない。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	【支給対象】訪問看護ステーション 訪問看護ステーション職員については、医療分と介護分で重複する可能性が考えられるが、どのようにすみわけすればよいのか。	どちらかから申請いただくことが可能です。（重複給付は認められません）
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	国公立病院に勤務する公務員も対象となるか。 申請様式（案）において、「国が設置する医療機関若しくは自治体病院である」というチェック欄を設けている意図は何か。	国公立病院に勤務する公務員も対象となる。速やかに補正予算措置を行うことができません。医療機関で代理受領・給付を行う方法によることができない場合に都道府県から個人に給付を行うことを想定して、ご指摘の欄を設けている。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	申請書の様式について、職区分（医師、看護師等）のほか、例えば医師登録番号を記載させるなど、二重取りを防ぐ抑止力になる項目を設けるほか、今後の統計作業に活かせるようなフォーマットの検討をしているのか？	申請に当たり、二重に申請を行わないこと、虚偽の申請を行った場合不当利得として返還することを確認・宣誓していただくこととしています。

17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	従事者から、医療機関からの申請内容に自身が申請者として含まれているか照会があった場合、回答してよいのか？	各都道府県の個人情報保護に関するルールに従い、対応いただきたい。 なお、医療機関が代理申請を行うに当たって、従事者から委任状を得ることとしています。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	居住地と勤務医療機関が都道府県をまたぐ医療従事者で、すでに医療機関を退職している個人が申請する場合は、勤務医療機関の所在地か居住地どちらの都道府県で申請すべきか。	医療機関の所在する都道府県を通じて申請することとしています。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	給付申請の期限を設けてもよいか。	申請期限を都道府県の判断で設定することは差し支えありませんが、申請期間が短期間となり申請ができない者や医療機関が生じないよう、必要十分な期間を確保していただくようお願いします。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	「新型コロナ感染症対応従事者慰労金」交付にあたり、医療機関で把握できない退職者について都道府県からの支給となっているが、医療機関でも把握できない退職者の行方等確認する手段・手法についてご教示いただきたい。	当該元職員から慰労金給付についての申請があった場合、対応をお願いする。
都道府県における交付決定等		
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	【交付金要綱について】 慰労金交付は全国一律で行うものであるが、都道府県が医療機関または個人に交付金を支給するにあたり、国要綱とは別に都道府県の要綱を作成する必要があるか。	都道府県で交付決定を行うために、要綱等は必要となると考えます。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	通常の補助金では、5年間の支出証拠書類等の保管を義務付けているが、都道府県で作成する要綱で同様の規定を置かなければならないか。	本交付金、交付要綱11（交付の条件）（9）にて保管を義務づけております。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	慰労金交付の流れとして、下記の3パターンあると考えておりますが、県は支払先に対し、どの節（支払区分）で支払先に支払えばいいか。 ①県⇒国保連⇒医療機関⇒医療従事者等 ※医療機関への事務費含む ②県⇒医療機関⇒医療従事者等 ※医療機関への事務費含む ③県⇒医療従事者等 ※節（支払区分）・・・報酬、報償費、役務費、委託費、補助金、扶助費 等	今般の慰労金について、都道府県の補正予算案で計上する科目については、国として特段指定することはありませんので、地方自治法等による制限を考慮し、貴都道府県の会計担当部署と調整して決めていただければ構いません。なお、慰労金は人件費ではありませんのでご留意願います。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	6/16説明会時の慰労金給付スケジュール（案）（未定稿フロー図）において、給付決定通知送付について都道府県から個人あての矢印が示されているが、国保連で集約する申請書にかかる申請者は医療機関となることから、受給者個人あてではなく医療機関に対して給付決定通知を送付すると思われるが、給付決定通知については都道府県から個人あてに送付しなければならないのか。 そうであれば、医療機関が取りまとめる申請者一覧（様式2）に申請者の住所情報を加えていただきたい。	医療機関等に対して給付決定通知を送付いただきます。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	モデルスケジュールによると、国保連から送付される申請書受付日から給付決定通知まで、短期間でこなす必要がある。申請内容確認方法については、外形的チェックのみとなるのか。内容確認が必要な場合、チェック項目等は示されるのか。	主として、外形的に判断可能な役割設定の有無及び医療機関内の重複申請をチェックして頂くことを想定しています。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	申請に不備があった場合の対応について ①医療機関への確認や再提出の依頼は県が行うのか ②この場合、当該医療機関の支払いは再提出後になるのか（1名の不備があった場合でも当該医療機関全体の支払いがストップとなるのか）	・個別に確認して不備の有る者を除いて交付決定することも可能と存じます。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	給付決定通知は、病院への送付で良いか。（個人名を中に入れる形式）	医療機関からの申請分は、貴見の通り。個人申請分については、個人に対して決定通知を行うことを想定している。

17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	【歳出節について】 ・6/16Web会議において、慰労金は「見舞金」との説明があったが、地方自治体の歳出節において、どの節で支出するのが適当か。	今般の慰労金について、都道府県の補正予算案で計上する科目については、国として特段指定することはありませんので、地方自治法等による制限を考慮し、貴都道府県の会計担当部署と調整して決めていただければ構いません。なお、慰労金は人件費ではありませんのでご留意願います。
都道府県における清算事務		
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	家族経営の診療所の場合、勤務実態のない者の申請があがってくる可能性があるが、それに対する策は講じているのか	申請様式において、虚偽申請は不当利得に当たることを確認・誓約することとしています。仮に勤務実態のない者についての受給が確認された場合には、不当利得として返還を求めることとなります。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	支払い事務に関しては、国保連が役割を担うことになっており、『国保連が医療機関に振り込みを実施し、振込通知を郵送する』となっているが、精算事務は都道府県が担うことになっている。仮に返還が生じた場合、支払元と返還先が異なり、戻入処理が実施できない。 どのように対応すればよいか？	返還は医療機関もしくは個人から都道府県に行っていただくことを予定しています。会計処理については、各都道府県会計担当者ごと調整いただくようお願いいたします。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	【慰労金の精算事務】返還請求の発生ケース 医療機関からの実績報告後の精算において返還請求が生じる場合があるとのことだが、具体的にどのようなケースを想定しているか。（例えば、交付決定後に二重支給が発覚した、実績報告がなされないなど。）	・貴見例示の通り。他には交付額と精算額が合わない等
事務手数料		
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	【交付金対象経費】口座振込手数料 医療機関が職員等に振り込む口座振込手数料について、交付金の対象となるとのことだが、別紙1-3実施計画において、事務経費に計上すればよいか。	貴見のとおり
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	医療機関等から職員へ支給された実績をどのように確認するのか。	・精算書類として対象者への振込が分かる書類を提出頂く予定です。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	申請に際し医療機関にかなりの事務量が発生することが予想される。振込手数料の他に医療機関に対する申請に係る経費の補助はあるのか。	医療機関における事務費は振り込み手数料のみを想定しています。
医療従事者への給付		
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	「【都道府県説明会】全体スケジュール、慰労金・支援金の交付事務_V2」の17頁において、「慰労金を職員等に支給した際の証憑（個人ごとの振り込みの記録）を給付後に医療機関から提出を求めるとの案が作成されていますが、給付金を給与等とあわせて支給した場合、個人ごとの振り込み記録は作成されず、金融機関毎にまとめた振込票が作成されるものと想定されます。給付金を給与等とあわせて支給する場合、個人の給与明細を添付するような方法となるという理解でよいでしょうか。	パンフレット等では、給与とは別で振り込むことをお願いしています。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	慰労金は非課税所得に該当し、給付の際の源泉徴収も、本人の確定申告も不要と解してよろしいか。	貴見の通り
照会先		

17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>《給付対象者及び問い合わせ対応について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月16日付け実施要綱（医政発0616第1号）によると、給付対象者について「患者との接触を伴い、継続して提供することが必要な業務に合致する状況下で働いている医療従事者等（12ページ下段）」とされているが、この定義では、今後、各医療機関から「～の業務を行っている職員は対象となるか」といった個別案件に関する質問が殺到すると見込まれる。（委託している清掃業者も対象となるのか等） ・6/16の説明会では、「国のほうで設置予定としている問い合わせ窓口では、制度一般に関する問合せしか受け付けず、個別案件に関する問い合わせは、都道府県にて対応してほしい」とのことだった。 ・一方で、「実施要綱で給付対象としている者には、すべて給付してほしい」旨のご発言もあったが、「個別案件に関する問い合わせは都道府県対応」とした場合、各都道府県の対応内容によっては、給付対象者の範囲が全国一律とはならず、都道府県間で不公平が生じるおそれがある。 <p>☆それを防ぐためにも、「給付対象」に関する問い合わせは、制度設計を行った国のほうの窓口で一括して対応いただいたほうが、全国一律の基準での慰労金の給付となり、適当と考えるが、ご検討いただきたい。</p>	給付対象を含む制度設計に関する問い合わせは、国のコールセンターで対応することとしています。ただし、都道府県によっては申請期限が異なったり、申請した個別の医療機関の給付が遅れている場合や、申請額と給付額が異なる場合など、都道府県固有の内容である場合には都道府県への照会がありうると考えられます。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	スケジュール案では、6月中旬に要綱及び申請様式等を医療機関に周知することになっているが、国保連等との調整が完了していない状況で、問い合わせがあった場合に対応することが困難である。まずは国の問い合わせ先電話番号を掲載してよいか。	差し支えありません。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	【全般】電話問合せ窓口の設置について 医療機関等からの問合せ時において、厚労省の代表電話番号（及び通知にあった内線番号）をコールセンターとして案内してよいか。	差し支えありませんが、実際の支給事務等の個別の照会に関しては都道府県にもご協力をお願いします。
その他		
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	振込先を医療機関としている根拠が受領委任であることから、医療機関は振り込まれた給付金を個人に支払う義務があると考えますが、いかが？	貴見のとおり
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	医療機関が給付金を個人に支払わない場合、支払うよう行政から要請、指導、命令等を行うのか？あるいは、支給決定を取り消し、返還させるのか？	要請を行い、それでも従わない場合は返還を行わせるものと考えます。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	対象期間中では「その他医療機関」であるが、今後第2波等対応により、「対象医療機関」となった場合、追加的な慰労金の給付を想定しているのか。	想定しておりません。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	都道府県事務について、慰労金は医療だけではなく、介護等福祉職も対象となっており、都道府県として医療と福祉の足並みを揃え、事務の事業委託を実施すべきと考えるが、問題ないか。	国保連との委託契約については、医療・介護・障害それぞれで締結いただくことを想定しております。なお、国保連との調整は連携の下、一体的に行っております。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	医療機関に交付した後、職員に交付するまでの間に利子が発生した場合の取り扱いはどうなるのか	返還を求めることは考えていないが、医療従事者等への速やかな交付にご協力いただく必要があると考えます。

17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>6月16日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）のうち新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の実施について」において、各都道府県の統計上の医療従事者数（医師・歯科医師・薬剤師統計等）から算出した所要額の参考値が示されていますが（岩手県は31億円）、算出する際に用いた数値の詳細な内訳等、次の点についてお示し願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算に用いた単価ごとの人数内訳 ・派遣・委託業者を含んでいるか。含む場合は、その内訳・考え方等。 ・人数の出典、考え方 ・事務費を含んでいるか。含む場合は、事務費の積算の考え方（都道府県、業務委託先、代理受領する医療機関それぞれ） 	あくまで概算であり、予算総額を各都道府県の医療従事者数の割合で案分した数となりますので詳細をお示しするのは困難です。 なお、事務委託料等の取扱いについては、7/8付事務連絡によりお示しさせていただきました。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	都道府県ごと予算額の参考値を示していただいたが、積算した際の内訳（計算式）をご教示いただきたい（『平成30年度医師・歯科医師・薬剤師統計等の医療従事者数で按分した』と記載があるが、各支給金額の積算をどのように行ったのか？）本県のそれぞれの20万円、10万円、5万円の積算対象人数をご教示いただきたい。	積算については医療施設調査等によって行ったもの。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	支給対象者について、実施要綱等で示されているところではあるが、医療機関等の多様な勤務実態により、支給対象に該当するかの問い合わせが殺到することが想定される。医療機関等へ周知する際に理解いただけるよう、支給対象者について具体的なケースも踏まえて、簡易かつ簡潔な説明資料を作成いただきたい。	できるだけ分かりやすい周知に努めてまいります。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	最終的に医療機関が概算払いした金額を使い切らず精算を行わなくてはならなくなる可能性を考えると、個別にシステム上で会計処理を行う必要が出てくるのではないかと考えている。よって、医療機関から国保連に提出するオンライン請求システムの項目に、本県の会計システムで必要となる項目（法人番号、法人名称及び所在地、代表者の役職及び氏名）を追加していただきたい。（そうしないと、県において、各医療機関に上記項目を確認する膨大な作業量が発生するため）	様式の改修を行うと設定した計算式やマクロが崩れるおそれがあるため、原則できません。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	慰労金にかかる問合せ対応について、国と都道府県とでの役割分担を具体的にご教示いただきたい。	明確な線引きは難しいですが、給付対象を含む制度設計に関する問い合わせは、国のコールセンターで対応することとしています。ただし、都道府県によっては申請期限が異なったり、申請した個別の医療機関の給付が遅れている場合や、申請額と給付額が異なる場合など、都道府県固有の内容である場合には都道府県への照会がありうると考えられます。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>《給付対象者について③》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県では、県や市の保健所でも自主的に検体採取を行っているが、検体採取に関わった医師や保健師等職員も給付対象となるか伺いたい。 ・その場合、役割の設定日をどのように考えればよいか伺いたい。 	保健所の行政機関としての業務に従事する保健所職員は対象外となります。なお、保健所で地域外来・検査センターを行っている場合には、当該業務に着目し、対象となります。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>○医療機関勤務ではない保健所職員が、患者の自宅等でPCR検査のための検体採取を行った場合は、対象となるか。</p> <p>またその場合、接触者外来又はPCR検査センターと同等の支給条件となるか。</p>	保健所の行政機関としての業務に従事する保健所職員は対象外となります。なお、保健所で地域外来・検査センターを行っている場合には、当該業務に着目し、対象となります。